

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

- ※1 このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書記入方法をわかりやすく解説したものです。
このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。
- ※2 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。
農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。
- ※3 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。

【記載要領】

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款または寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方自治体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定または移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合で
【農地法第3条第2項第7号関係】

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

- ・田については周辺も水田であり、同様の営農が行われているため、営農上影響を及ぼすおそない。
地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等のに努める。
- ・畑については、周辺農地も同様の営農が行われているため、営農上影響を及ぼすおそれはな農薬の使用方法については地域の防除基準に従う。

【記載要領／留意事項】

1-1

- I. 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地で^{※家族の死亡により農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの。}筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。
- II. 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 (2)

- I. 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン、茶摘採機、防除機等です。「家畜」とは牛、豚、鶏等です。
- II. 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借り入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

4

- I. 「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

4 (6)

- I. 該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。
「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。

5-2

- I. 「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。

7

- I. 例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事していない場合に、I の記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法等第3条第3項第2号に規定する条件そのた適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当契約書には、「賃貸借契約が終了したときは乙はその終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が現状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなつた場合には、乙は、甲に対して賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。等を明記することが適當です。

【農地法第3条第3項第2号関係】

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるか以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等について記載してください。)

※ 地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等は、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

【農地法第3条第3項第3号関係】(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の耕作又は事業への従事状況

氏 名	役 職 名	その者の耕作又は養畜の事業への従事状況			
		その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間	そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間	直近の実績	見込み
		年 か月	年 か月	年 か月	年 か月
		年 か月	年 か月	年 か月	年 か月
		年 か月	年 か月	年 か月	年 か月
		年 か月	年 か月	年 か月	年 か月
		年 か月	年 か月	年 か月	年 か月

⑤ 申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになります。

農地所有適格法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書になります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知のしなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農地所有適格法人が生産した農作物の購入についての契約書のしなど、農地所有適格法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写し；など、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

(参考) **その他の添付書類の例**

地籍図

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など

【農地法第2条第3項第3号関係】

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏 名	住 所	役 職	農業への従事状況（年 か月）		農作業へ常時従事の有無	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間 年 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業

（該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「↔」、見込みは「↔↔」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
その者が農作業に常時従事する期間	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。）

(記載要領)

- 1 「1－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「1－1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「1－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「2(2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。